

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公開番号】特開2020-68845(P2020-68845A)

【公開日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2020-018

【出願番号】特願2018-202634(P2018-202634)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月7日(2020.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

遊技者にとって有利な内容に対応する有利演出を所定期間の経過後に実行可能であるとともに、所定期間の残り期間に対応した所定表示の更新動作を含む所定演出を実行可能な演出実行手段を備え、

前記演出実行手段は、

所定期間の経過後において所定表示の表示態様を特定態様としない第1パターンと、所定期間の経過後において所定期間が新たに設定されることに対応して所定表示の表示態様を特定態様とする第2パターンと、を含む複数種類のパターンのうちいずれかにて所定演出を実行可能であり、

前記第1パターンと前記第2パターンのいずれにおいても、所定期間が経過した時点において所定表示の表示態様を共通の態様とすることにより、所定期間が新たに設定されることを示唆し、

前記第1パターンと前記第2パターンのいずれにおいても、所定期間が経過した時点において所定表示の表示態様を所定期間が残存しているような表示態様とすることが可能であり、

所定期間に応じて遊技者の動作を促す動作促進演出を実行可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段Aの遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

遊技者にとって有利な内容に対応する有利演出を所定期間の経過後に実行可能であるとともに、所定期間の残り期間に対応した所定表示の更新動作を含む所定演出を実行可能な演出実行手段を備え、

前記演出実行手段は、

所定期間の経過後において所定表示の表示態様を特定態様としない第1パターンと、所定期間の経過後において所定期間が新たに設定されることに対応して所定表示の表示態様を特定態様とする第2パターンと、を含む複数種類のパターンのうちいずれかにて所定演出を実行可能であり、

前記第1パターンと前記第2パターンのいずれにおいても、所定期間が経過した時点において所定表示の表示態様を共通の態様とすることにより、所定期間が新たに設定されることを示唆し、

前記第1パターンと前記第2パターンのいずれにおいても、所定期間が経過した時点において所定表示の表示態様を所定期間が残存しているような表示態様とすることが可能であり、

所定期間に応じて遊技者の動作を促す動作促進演出を実行可能であることを特徴としている。

この特徴によれば、遊技興趣を向上させることができる。

手段1の遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

遊技者にとって有利な内容に対応する有利演出（例えば、V入賞大当たり演出／変形例1の大当たり確定報知演出など）を所定期間（例えば、第2大入賞口702Bの開放期間／変形例1のプッシュボタン31Bの操作有効期間）の経過後に実行可能であるとともに、所定期間の残り期間に対応した所定表示（例えば、タイムゲージ画像Z4／変形例1のタイムゲージ画像Z34）の更新動作を含む所定演出（例えば、入賞促進演出／変形例1のボタン操作演出）を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120）を備え、

前記演出実行手段は、

所定期間の経過後において所定表示の表示態様を特定態様としない第1パターン（例えば、演出パターンB／変形例1の演出パターンPT-2, PT-4）と、所定期間の経過後において所定期間が新たに設定されることに対応して所定表示の表示態様を特定態様とする第2パターン（例えば、演出パターンC／変形例1の演出パターンPT-3, PT-5, PT-6）と、を含む複数種類のパターンのうちいずれかにて所定演出を実行可能であり、

前記第1パターンと前記第2パターンのいずれにおいても、所定期間が経過した時点において所定表示の表示態様を共通の態様とすることにより、所定期間が新たに設定されることを示唆し（例えば、演出制御用CPU120が、入賞促進演出における小当たり1、3、5、9に対応する演出パターンBと、小当たり8、12に対応する演出パターンCでは、少なくとも第2大入賞口702Bの開放制御が終了（閉鎖）したタイミングTa3において、ゲージが残存しているような態様のタイムゲージ画像Z4が表示されることで、第2制御において第2大入賞口702Bの2回目の開放制御が行われる可能性を示唆する部分。図59～図61参照／変形例1において、演出パターンPT-2, PT-4と演出パターンPT-3, PT-5, PT-6とは、少なくとも1回目の操作有効期間が終了するタイミングTa4からタイミングTa5まで、ゲージが残存しているような共通の態様のタイムゲージ画像Z34の表示が継続されることで、操作有効期間がもう1回設定される可能性が示唆される部分。図66～図68参照）、

所定期間に応じて遊技者の動作を促す動作促進演出を実行可能である（例えば、演出制御用CPU120が、小当たり遊技中において、第1制御における第2大入賞口702Bの開放及び第2制御における第2大入賞口702Bの開放に応じて、遊技者に第2大入賞口702Bを狙って遊技球を発射させる操作（動作）を促進する入賞促進演出を実行する部分／変形例1において、演出制御用CPU120が、プッシュボタン31Bの操作有効期間に応じて、遊技者にプッシュボタン31Bの操作を促すボタン操作演出を実行可能である部分）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、遊技興趣を向上させることができる。